

社労士 2018 年版

法改正ポイント

オンスクオリジナル

●章●節 … 法改正ポイントに対応するオンスク問題演習の章・節を表しています。実際に解いてみましょう。

P●● … 法改正ポイントに対応するオンスク社労士講座テキストのページ数を表しています。あわせて確認してみましょう。

平成 30 年 4 月 13 日において施行されている法令に基づいて作成しております。

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部又は一部につき、無断で転載、複製されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合には、あらかじめ株式会社オンラインスクール宛許諾を求めてください。

2章3節

(1) 産業医の定期巡視の頻度の見直し

従来、産業医は、少なくとも毎月1回作業場等を巡視することが義務づけられていたが、毎月1回以上、一定の情報が事業者から産業医に提供される場合であって事業者の同意を得ているときは、少なくとも2月に1回の巡視で足りることとされた。

(2) 長時間労働者に関する情報の産業医への提供

事業者は、休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間を算定したときは、速やかに、その超えた時間が1月当たり100時間を超えた労働者の氏名及び当該労働者に係る超えた時間に関する情報を産業医に提供しなければならないものとされた。

第2種特別加入者のうち、特定作業従事者について、「家事支援従事者」(家政婦紹介所の紹介等により個人家庭に雇用され、家事、育児等の作業に従事する者)が新たに追加されることとなった。

1 最低賃金日額の設定

最低賃金額が引き上げられた結果、平成28年の賃金日額の最低限度額が最低賃金額を下回る状態となった。このため、今後は最低賃金額との逆転が生じないよう、賃金日額の最低限度額が最低賃金日額(最低賃金額を基礎として算出された賃金日額)を下回る場合には、当該最低賃金日額を賃金日額の最低限度額とすることとされた。

$$\text{最低賃金日額} = \text{最低賃金の額の全国加重平均額} \times 20 \div 7^*$$

※週所定労働時間20時間が雇用保険の最低適用基準のため、20を乗じて7(1週間の日数)で割ることにより日額を算出する。

2 就職促進給付の改正

(1) 移転費の改正

- ① 移転費の支給対象に、公共職業安定所のほか、特定地方公共団体や職業紹介事業者(事業停止命令を受けているなど公共職業安定所との連携に適さないものは除く。)の紹介により就職する者が追加された。
- ② 離職理由による給付制限期間中に就職し、又は公共職業訓練等を受ける場合であっても、移転費が支給されることとなった。
- ③ 移転費の返還事由から「**移転しなかったとき**」が削除された。

(2) 広域求職活動費の改正

離職理由による給付制限期間中に広域求職活動を開始したときにも、広域求職活動費が支給されることとなった。

4章13節

3 教育訓練給付の改正

P97

(1) 支給要件期間等の短縮

① 支給要件期間の短縮

2回目以降の専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給要件期間が、従前の「**10年以上**」から「**3年以上**」に短縮された。

	支給要件期間	
	改正前	改正後
一般教育訓練	3年以上(1年以上※)	3年以上(1年以上※)
専門実践教育訓練	10年以上(2年以上※)	「 3年 」以上(2年以上※)

※()内は基準日前に教育訓練給付金の支給を受けたことがない者